

## 差引計算合意と相殺の遡及効について ～神戸地裁尼崎支部平成28年7月20日判決及び 岡山地裁平成30年1月18日判決を題材にして～

松永 崇  
Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら

### 第1 はじめに

#### 1 破産開始時現存額主義について

保証人がいる場合等、数人の債務者が債務を負担する場合に、主債務者について破産手続が開始された場合、破産開始時点の債権額が破産債権になり(破産法104条1項)、破産開始後に保証人等から弁済その他の債務を消滅させる行為がなされても、主債務者の破産手続における破産債権額は減少しないこととなります(同条2項。いわゆる破産開始時現存額主義)。

#### 2 相殺の遡及効について

債権者は、主債務者に破産手続が開始された後であっても、保証人に対し相殺権を行使することにより、保証人に対して負担する債務(受働債権)の範囲で自らの債権(自働債権)について満足を受けることができます。そして、かかる相殺の効力は、相殺適状時(通常は主債務者の破産申立時あるいは支払停止を内容とする受任通知の到達時)に遡って効力が生じることになります(民法506条2項)。

#### 3 破産開始時現存額主義と相殺の遡及効について

主債務者の破産開始前に債権者と保証人等との間で相殺適状となっていたものの、債権者の相殺権行使が主債務者の破産開始決定後である場合に、上記の破産開始時現存額主義との関係で、主債務者の破産手続において、債権者の破産債権額が減少するか否かが問題となります。この場合

は、相殺による債権消滅の効果は主債務者の破産開始前に遡ることから、破産債権額は、債務消滅(相殺)後の金額に減少すると考えられています<sup>1</sup>。

#### 4 差引計算合意と相殺の遡及効について

もともと、債権者が銀行の場合は、当該銀行との間で締結する銀行取引約定書において、「銀行が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとする」旨の規定があるのが通常です。かかる規定に基づき債権者(銀行)が相殺を行う場合に、かかる規定に相殺の遡及効を制限する旨の合意が含まれ、それが破産管財人に対しても対抗できるか否かが問題となります。すなわち、債権者が主債務者の破産開始後に保証人に対し相殺権を行使した場合に、相殺の遡及効が制限されるとすれば、破産開始後の弁済等であることから、債権者の破産債権額は減少しないことになり、それに対し、相殺の遡及効が制限されないとすれば、上記3のとおり、相殺適状時に遡って効力が発生することになるから、債権者の破産債権額は減少することになります。

以下で紹介する2つの裁判例は、いずれも「銀行が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとする」旨の規定があった事案ですが、当該合意が相殺の遡及効を制限する旨の合意を含むのか否かについては、別々の判断がなされています。

1: 伊藤眞「破産法・民事再生法」307頁(有斐閣、第4版、2018年)

## 第2 神戸地裁尼崎支判平成28年7月20日金法 2056号85頁

### 1 事案の概要等<sup>2</sup>

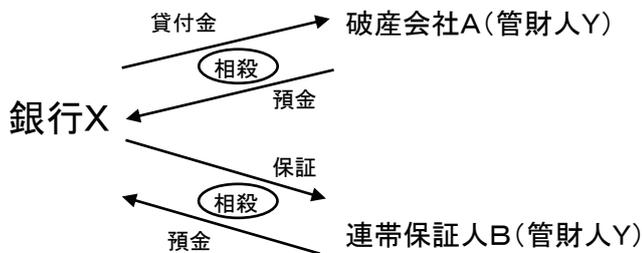
#### (1) 当事者等

I事件の原告は銀行Xであり、被告は主債務者である破産会社Aの破産管財人Yです。

II事件の原告は銀行Xであり、被告は連帯保証人Bの破産管財人Yです。

I事件において、原告は、破産会社Aの破産手続開始後に、連帯保証人Bに対する保証債務履行請求権と連帯保証人Bの預金債権とを相殺したものの、破産会社Aの破産手続において、相殺前の債権全額を破産債権として届け出ました。

II事件において、原告は、連帯保証人Bの破産手続開始後に、破産会社Aに対する貸付金債権と破産会社Aの預金債権とを相殺したものの、連帯保証人Bの破産手続において、相殺前の債権全額を破産債権として届け出ました。



#### (2) 主な時系列

・平成25年3月25日：破産会社Aは、原告との間で、「原告が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を原告による計算実行の日までとする」旨の条項を含む銀行取引約定書を締結した。

- ・平成27年2月2日：原告は破産会社Aに対して手形貸付の方法により貸し付けた（なお、そのほかにも貸付あり）。
- ・上記の貸付金について、連帯保証人Bが連帯保証した。
- ・平成27年3月19日：破産会社A及び連帯保証人Bは破産を申し立て、同日開始決定を受け、両社についてYが破産管財人に選任された。
- ・原告は、破産会社Aの破産手続において貸付金の債権届出を行った（I事件）。また、原告は、連帯保証人Bの破産手続において、保証債務履行請求権の届出を行った（II事件）。
- ・平成27年3月27日：原告は、連帯保証人Bに対する保証債務履行請求権と連帯保証人Bの預金債権とを相殺した。また、原告は、破産会社Aに対する貸付金と破産会社Aの預金債権とを相殺した。
- ・原告は、I事件において、連帯保証人Bの預金による相殺額について債権を取り下げなかった。また、原告は、II事件において、破産会社Aの預金による相殺額について債権を取り下げなかった。
- ・平成27年12月18日：破産管財人Yは、I事件の債権認否において、原告の貸付金の債権届出に対し、連帯保証人Bの預金による相殺相当額について異議を述べた。破産管財人Yは、II事件の債権認否において、原告の保証債務履行請求権に対し、破産会社Aの預金による相殺相当額について異議を述べた。
- ・平成28年1月16日：原告は、両事件において、破産債権の査定を申し立てた。
- ・平成28年2月23日：破産裁判所は、両事件において、届出債権の一部を認めない旨の査定決定を行った。
- ・平成28年3月23日：原告は、上記査定決定について、異議訴訟を提起した。

2：紙幅の都合で、事実関係については一部簡略化しています。

## 2 争点<sup>3</sup>

本件においては、まず①「原告が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を原告による計算実行の日までとする」旨の合意に、相殺の遡及効を制限する合意が含まれるか否かが争点となりました。また、当該合意が含まれるとした場合、②当該合意の効力を破産管財人Yに対抗できるかが争点となりました。

## 3 裁判所の判断<sup>4</sup>

### (1) 結論

裁判所は、I事件及びII事件とも、①「原告が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を原告による計算実行の日までとする」旨の合意には、相殺の遡及効を制限する合意が含まれ、②当該合意の効力を破産管財人Yに対抗できると判断しました。その結果、I事件及びII事件とも、破産裁判所の査定決定を取り消し、相殺前の債権全額を破産債権として認めました(破産管財人Yが控訴せず確定)。

### (2) 争点①に関する判断

#### (I事件)

「本件遡及効制限条項(筆者注:「原告が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を原告による計算実行の日までとする」旨の条項)を定めた原告としては、約定相殺をする際の計算が複雑になることを望んでおらず、仮に本件合意が、両債務の利息等の数額を計算する際の基準日を定めたものにすぎず、本件合意によっては相

殺の遡及効が制限されないとすれば、既に債権債務は遡及的に消滅しているにもかかわらず、それら債権債務に対して利息等を付する合意をしているということになるが、これは合意の内容としては不自然であることなどを考慮すると、当事者は、相殺の遡及効を制限し、原告が相殺をした任意の日に相殺の効果が生じるとの認識、すなわち、相殺の遡及効を制限する認識で本件合意をしたものと推認することが合理的である。」

(II事件についても同様の判断であるため記載は省略)

### (3) 争点②に関する判断

#### (I事件)

「破産債権者が破産者の預金と破産者に対する貸付金などを相殺する場合、相殺の遡及効を制限する合意は、本来劣後債権となる破産手続開始後の利息等(破産法97条参照)について破産債権と同様の扱いを認めることになり、一般破産債権者の利益を害するという弊害があるが、連帯保証人である乙山(筆者注:連帯保証人B)との間で行われた本件相殺は、破産会社の破産財団を減少させるものではないし、他方、乙山は、破産債権の全額を消滅させたわけではないから、本件破産手続に参加することもできないため(同法104条2項)、破産債権の総額に影響がないことなどを考慮すると、本件合意を被告に対抗できると解するのが相当である。」

(II事件についても同様の判断であるため記載は省略)

3: 破産手続開始後に行われた相殺によって、破産手続開始時の破産債権が対当額で消滅するか否かという点も争点となりましたが、紙幅の都合で当該争点のご紹介は省略いたします。

4: 紙幅の都合で、争点に関連する部分のみを記載しています。

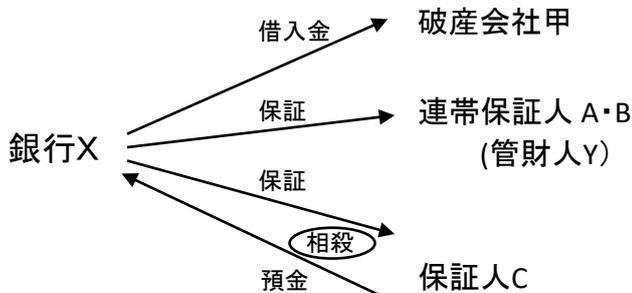
### 第3 岡山地判平成30年1月18日金法2088号82頁

#### 1 事案の概要等<sup>5</sup>

##### (1) 当事者等

原告は銀行Xであり、被告は連帯保証人A及びBの破産管財人Yです。

原告は、破産会社甲及び連帯保証人A・Bの破産手続開始後に、保証人Cに対する保証債務履行請求権と保証人Cの預金債権とを相殺したものの、連帯保証人A・Bの破産手続において、相殺前の債権全額を破産債権として届け出ました。



##### (2) 主な時系列

- ・平成20年10月10日：原告は、破産会社甲に金員を貸し付けた。
- ・平成25年5月29日：連帯保証人A・Bは、破産会社甲が原告に対して負担する債務を根保証した。その際、原告と連帯保証人A・B及び保証人Cは、「原告が約定相殺によって差引計算をする場合には、利息等の計算については、その期間を計算実行の日までとする」旨合意した。
- ・平成28年8月31日：破産会社甲、連帯保証人A・Bは破産を申し立てた。

5: 紙幅の都合で、事実関係については一部簡略化しています。

6: 紙幅の都合で、争点に関連する部分のみを記載しています。

- ・平成28年9月7日：連帯保証人A・Bは開始決定を受け、いづれについてもYが破産管財人に選任された。
- ・平成28年10月25日：原告は保証人Cに対する保証債務履行請求権と保証人Cの預金債権とを相殺した。
- ・平成28年11月4日：原告は、連帯保証人A・Bの破産手続において、保証人Cに対する相殺額を控除せずに貸付金の債権届出を行った。
- ・平成29年3月22日・同年6月22日：破産管財人Yは、連帯保証人A・Bの破産手続の債権認否において、原告の貸付金の債権届出に対し、保証人Cの預金による相殺相当額について異議を述べた。
- ・平成29年4月24日・同年7月4日：原告は、連帯保証人A・Bの破産手続において、破産債権の査定を申し立てた。
- ・平成29年6月16日・同年7月5日：破産裁判所は、破産管財人Yの債権認否どおり査定決定を行った。
- ・平成29年7月10日：原告は、上記査定決定について、異議訴訟を提起した。

#### 2 争点

本件においては、「原告が約定相殺によって差引計算をする場合には、利息等の計算については、その期間を計算実行の日までとする」旨の合意に、相殺の遡及効を制限する合意が含まれるか否かが争点となりました。

#### 3 裁判所の判断<sup>6</sup>

##### (1) 結論

裁判所は、「原告が約定相殺によって差引計算をする場合には、利息等の計算については、その期間を計算実行の日までとする」旨の合意に、相殺の遡及効を制限する合意は含

まれないと判断しました。その結果、破産裁判所の査定決定を認可しました(原告が控訴せず確定)。

## (2) 争点に関する判断

「本件差引計算合意(筆者注:「原告が約定相殺によって差引計算をする場合には、利息等の計算については、その期間を計算実行の日までとする」旨の合意)の文言によれば、同合意は、利息、損害金等の計算についての基準日を定めているだけであって、相殺の遡及効について何ら触れるものではない。」

「本件差引計算合意は、当時、全国銀行協会連合会によって作成されていた銀行取引約定書のひな型(以下「ひな型」という。)に定められていたものとほぼ同じ文言のものである。」

「ひな型に上記(1)のような差引計算の定めが設けられたのは、銀行にとって、相殺の意思表示の到達時期が必ずしも明確でなく、また、相殺適状時がいつになるのか判定が難しいことから、これらの日を確認する負担を避けるためであったと解される。したがって、差引計算合意の効果は上記の限度で認められれば足り、相殺の遡及効を制限する必要があったとは認められない。」

「以上によれば、本件差引計算合意は、相殺の意思表示によって消滅する債権について、その利息、損害金等の清算方法の合意をしたものと解され、そこに相殺の遡及効を制限する合意を含むとは認められない。」

## 第4 裁判例に関する考察

上記2件の裁判例においては、いずれも同様の差引計算に関する合意がなされていましたが、神戸地裁尼崎支部判決では、当該差引計算合意には相殺の遡及効を制限する合意

が含まれ、それを破産管財人にも対抗できると判断されたのに対し、岡山地裁判決では、当該差引計算合意には相殺の遡及効を制限する合意は含まれないと判断されました。より具体的には、後者の判決では、当該差引計算合意には、利息等の計算に関する文言しかなく相殺の遡及効については触れられていないことが重視され、利息等の計算の限度でその効力を認めればよいと形式的に判断されたのに対し、前者の判決では、相殺の遡及効が制限されないとすれば、既に債権債務は遡及的に消滅しているにもかかわらず相殺の実行時まで利息等は発生し続けるという矛盾が生じることが重視され、相殺の遡及効を制限する合意が含まれると判断されました。

全国銀行協会連合会作成の銀行取引約定書のひな型には、上記2件の裁判例と同様の差引計算合意が規定されていたところ、同ひな型自体は既に廃止されましたが、現在でもほとんどの銀行では、同ひな型と同様の内容(つまり上記2件の裁判例とも同様の内容)の差引計算合意の規定を、銀行取引約定書に設けていると考えられます。上記2件の裁判例で問題となったとおり、差引計算合意に相殺の遡及効を制限する内容の合意が含まれ、それが破産管財人に対抗できるとすれば、保証人等に対する相殺後も破産債権額が変わらないことになり、銀行にとって有利な結果となることから、銀行としては同様のケースでは、法定相殺によるのではなく差引計算合意を用いて約定相殺するのが有利ということになります。このように、上記2件の裁判例における争点に関する今後の裁判所の判断次第では、金融実務に影響が及ぶ可能性があります。

前述のとおり上記2件はいずれも控訴されずに確定していますが、今後同種事案において、裁判所がどのような判断を行うのか、その動向が注目されます。